

## 江戸時代における光琳像の変遷について (下—四)

## —酒井抱一〈三〉—

安田 篤生 美術教育講座 (美術史)

## 承 前

尾形光琳(一六五八—一七一六)について語る場合、現在では「琳派」の絵師として取り上げるのが定着している。しかし、光琳在世当時、「琳派」という流派が存在していた訳ではない。「琳派(尾形流)」を代表する絵師として光琳を位置づけたのは酒井抱一(一七六一—一八二八)が初めてで、光琳が没しておよそ百年後のことである。文化一〇年(一八一三)冬に『緒方流略印譜(一枚摺)』を版行した抱一は、光琳百年忌に合わせて同一二年六月に改訂版にあたる『尾形流略印譜』一冊を上梓し、宗達に始まる絵師の系譜を初めて提示したのである。しかし、抱一以前から諸書において光琳について言及されており、前稿まで、江戸時代に著された文献を通して窺える光琳に対する認識、すなわち江戸時代における光琳像(イメージ)の変遷についてたどってきた。

特に前稿では、『尾形流略印譜』に収録されている光琳以外の絵師達が、如何にして「尾形(緒方)流」に組み込まれているのかについて検討をはじめ、光琳より前に収録されている絵師達について検証した。すなわち、同書に落款や印章、略伝が載せられている一六名の内、宗達にはじまり、順定、宗雪、信武、宗悦(相説)、宗仙、雛屋立甫(立圃)と続く七名について考察を加えたのである。本稿では、光琳より後に収録されている乾山(深省)以下の絵師達について検証を続け、抱一がどのように「尾形(緒方)流」という系譜を描き出したのかを検討することとしたい。

ただし、前稿発表後、本来であれば前稿までで扱うべき資料を見落としていたことが判明した。本稿の内容とも関わり、これまで述べてきた内容を一部修正しなければならぬ資料も含まれているので、欠を補うことからはじめたい。

## 補訂(一)

前稿で信武に言及した際、図版等で確認できる現存作品が「山水図屏風」(個

人蔵)のみであったとしたが、杉本欣久氏により京都・北野天満宮に所蔵される「弓流図絵馬」が紹介されているのを見落としていた。

今も北野天満宮絵馬所の化粧屋根裏に掲げられているこの大型の絵馬は、『平家物語』に収められている屋島における源平合戦の「弓流」の場面を着色で描いており、画面左端には「元禄四(辛未)歳十一月穀旦/野々村通正信武七十三歳筆」と書かれた款記が見える。画風について杉本氏は、「狩野土佐どちらともつかず、現段階では京都の町絵師流としかいいようがない」とされる。絵馬を實現しても、濃墨で引かれた輪郭線の一部に肥瘦や打ち込みが見られたり面貌の描き方にやや狩野派風かと思われる特徴が窺えるものの、「山水図屏風」が典型的な江戸狩野風を示すのとは大きく異なる。紙本の屏風に描かれた水墨山水図と板地の絵馬に描かれた古典文学主題の着色人物図という、性格が大きく異なる二点の作品しか知られていない現段階で信武の画風についてこれ以上言及することはできないが、少なくとも「弓流図絵馬」も宗達風でないことだけは確かである。

## 補訂(二)

より重要なのは、光琳と乾山(一六六三—一七四三)の落款や花押と略伝を掲載している『茶人花押藪』と『続茶人花押藪』を見落としていたことである。

『茶人花押藪』小本一冊とは、延享三年(一七四六)に記された素濤の自序に「茶人の古書うつはもの、たくひなと見るにたよりしりやすからしめむとやおら梓にちりはめ侍るものならし」とあるように、茶に関する鑑定の便のために古今の数寄者の花押と姓名などを集録し上梓したもので、同年一月に大坂の書肆・丹波屋理兵衛から版行されている。

また、『続茶人花押藪』小本一冊とは、扉に「古筆了意大人関/門人河津蓬萊輯」、凡例に「蓬萊山白居士識」、さらに、序文の冒頭にも「河津周平慨素濤之茶人花押藪猶有遺漏博求旁搜摭遺滯續以成編(下略)」とあるように、河津山白(周平、蓬萊)が『茶人花押藪』の遺漏を補ったもので、享和三年(一八〇三)

六月頃に成稿し、文化二年（一八〇五）までに版行されたとみられる。

河津山白については、すでにその編著である『睡余小録』に尾形光琳に関わる記載があることを指摘し、加藤曳尾庵（一七六三〜？）との関係についても簡単に触れたが、ここで改めてまとめておきたい。山白について最も多くのことを伝えてくれているのは、加藤曳尾庵が著した『我衣』であろう。その巻三で文化二年のことを筆録している中に、前年江戸に出て六月から曳尾庵の店子であった河津周平（山白）が、この年の十月十七日に病没し、浅草・妙音寺に葬られたという記事を見出すことができる。山東京伝が撰述したという石塔の碑銘その他から、通称が周平、山白は号、字は子彦で、剃髪後に諱を定廸と改めたことが分かる。京都生まれで、享年二十八歳であったという。一方、没後に出版された『睡余小録』に付された西村正邦の序文では、諱と享年について異なることを伝えてある。文化三年に書かれた序の中に、「ふちはらの吉迪」「みまかりし春秋はわかみそちあまり」と記されており、こちらに従えば、本姓は藤原氏、名は吉迪で、三十歳を過ぎて没したことになる。諱（名）と享年に関しては、どちらの情報も正しいのか即断できず、併記するにとどめたい。

また、山白に好古の癖があり、書画、とりわけ書の鑑定に優れていたと記されており、「古人の花押を記憶したる事は、凡代々古筆の内にも有間鋪思ひし」というのも、『続茶人花押藪』の編者に相応しい。書画に関しては、文化一五年に刊行された『本朝古今書画便覧』もあり、同書の扉には「古筆家序文／門人 河津山白原輯／二木肇美補訂」と記されている。同書については後に取り上げることになるが、文化九年十月に書かれた古筆了伴の序にも、「むかし河津山白といふものあり我家門にあそひ」とあるので、『続茶人花押藪』の扉に記されているとおり、山白は古筆了伴の門人であったと考えてよからう。

やや河津山白について贅言を費やした観があるが、『緒方流略印譜（一枚摺）』以前に刊行されている『茶人花押藪』と『続茶人花押藪』に、光琳や乾山がどのように収録されているのを見たいことにしよう。

まず、『茶人花押藪』には、本文第四〇丁裏に光琳の落款と花押が、続く第四一丁表に略伝が、そして第四三丁裏には乾山の花押と略伝が次のように載せられている。（図16）

尾形光琳 法橋光琳（幕形花押）

号青々堂又長江軒寂明、天性好畫、法於養朴齋常信、又慕土佐家及宗達筆意、頗出新意、以一點模花葉鳥蟲形、莫不新奇、如漆器、模金之花様

亦超、吁時流、遂起一家之画流、通茶事、巧造假山、可謂風流人物矣

尾形眞省（袋形花押）

光琳弟也住京師、後退鳴滝村、巧陶器、畫花様、加讚詞、底面有乾山之兩字、又記日本雍州乾山陶隱省造之文字、世称乾山燒

光琳について、本書より四〇年後の天明六年（一七八六）に出版された『新撰和漢書画一覽』に、「光琳（尾形氏名ハ寂明青々堂。長江軒ノ号アリ。京師ノ人。画ヲ狩野安信ニ学テ一家ヲナス。又漆器ヲ作、描金ヲヨクス。兼テ茶事ヲ好ミ、假山水ヲ作ル。スベテ其為所天機ニ觸発シテ、舊套ヲ脱シテ益奇也。）」とあることは、すでに見たとおりである。両書の記載内容を見比べると、『茶人花押藪』が「寂明」を号とするのに対して、『新撰和漢書画一覽』は名とする違いはあるものの、光琳の名号として青々堂、長江軒、寂明をあげる点は一致する。『新撰和漢書画一覽』が「漆器ヲ作、描金ヲヨクス。兼テ茶事ヲ好ミ、假山水ヲ作ル。スベテ其為所天機ニ觸発シテ、舊套ヲ脱シテ益奇也」というのも、『茶人花押藪』が「如漆器模（描力）金之花様亦超時流」「通茶事巧造假山」「頗出新意」「莫不新奇」と評しているのと軌を一にすると見えよう。『新撰和漢書画一覽』を編纂したのが、刊行書林に名を連ねている大坂の書肆・葛城長兵衛であることを考えると、同じく大坂の書肆から刊行されていた『茶人花押藪』を知っており、その記載を参照してこの光琳伝を書いた可能性が高い。

その両書の間で大きく異なっているのが、光琳の画系である。『茶人花押藪』が、狩野常信（一六三六〜一七一三）に画法を学んだのに対して、『新撰和漢書画一覽』は狩野安信（一六一四〜八五）の名を挙げる。さらに、後者が安信に学んで一家を成したとだけ記すのに対し、前者では常信に学ぶ以外に土佐家や宗達の筆意を慕って新意を出し、特に花鳥画に優れ、「遂起一家之画流」と指摘しているのである。何を根拠としているのかは不明ながら、この『茶人花押藪』の指摘が、抱一を含む江戸時代後期の江戸における光琳像とどのように関わっているのかについては、『続茶人花押藪』について見た後で検討することにした。

乾山についても、『新撰和漢書画一覽』に、「乾山（尾形氏名ハ眞省、光琳ノ弟也、洛西鳴瀧村ニ隠ル、画ヲヨクシ、又陶器ヲ作ル、自ラ陶隱ト号ス、世ニ乾山燒ト称シテ清玩トス）」とある。正しくは「深省」と書くべき名を「眞省」と誤っている点も含め、両書の記載内容は近似しており、『茶人花押藪』の記述をやや簡略にしたのが、『新撰和漢書画一覽』の乾山伝だとみなして良いだろう。

次に、『続茶人花押藪』には、本文第五〇丁裏に乾山の落款と花押が、続く第五一丁表に略伝が、そして第五一丁裏には光琳の花押と略伝が次のように載せられている。(図17)

尾形深省 紫翠老人(花押)

宗謙男光琳、兄作、弟者誤、也。称、新三郎、有、居其尚古紫翠玉堂、靈海等、數號、寛保三年六月二日没、歳八十三、嘗、從、于廣澤長好、學、和歌、又有、名譽、茶法、學、于瑞流、宗佐、

尾形光琳 尾形光琳(花押) 方祝(花押)

宗謙男称、藤重郎、有、道崇、潤声号、享保元年四月六日卒、五十二歳

『続茶人花押藪』では、誤って乾山を光琳の兄とみなすことから、乾山の項を先に配置している。本書の編集方針が『茶人花押藪』の遺漏を補う点にあるというように、『茶人花押藪』で既出の内容を繰り返すようなことはしていない。新たな情報としてつけ加えられているのは、乾山と光琳の父が宗謙であること、他、二人の通称(あるいは初名)、没年と享年、前書に漏れていた号であり、乾山については和歌と茶の師匠の名も補われている。但し、追加された情報を今日の見地から見ると、光琳を弟とみなすこと以外にも誤りが散見される。乾山から見ていくと、通称が「新三郎」というのは誤りで、権平が正しい。寛保三年六月二日」という没年月日は正しいが、「歳八十三」という享年は間違いで、正しくは八十一歳で亡くなっている。光琳についても、通称が「藤重郎」というのは誤りで、市丞が正しい。「享保元年四月六日卒五十二歳」という内、没年は正しいが、月日と享年は違っている。この乾山と光琳の誤った享年をもとに没年から逆算すると、乾山は寛文元年(一六六一)、光琳は同五年に生まれたことになり、乾山が光琳の兄であるという指摘に繋がっている。

ここまで、『茶人花押藪』と『続茶人花押藪』に掲載されている光琳と乾山の略伝を見てきたわけだが、乾山については本稿で後述することとし、この両書の略伝と江戸時代後期の江戸における光琳像との関係について検証しておく。

すでに、第六章で一八〇〇年前後の江戸における光琳像を検証し、文化年間に入る頃から光琳画受容が本格化するとともに各種資料を探索して光琳像が再構築されるようになり、京坂では見られなかった新しい認識も付け加えられたと指摘した。その一つが、光琳が宗達の扇面画を模写した「畫本」が乾山、そして何冊

へと伝えられていたことで、もう一つが光琳がやまと絵系の作品を描く絵師であるという認識であった。この内、後者に関しては、先に『茶人花押藪』において光琳が土佐家の筆意を慕ったと指摘されており、江戸における新しい認識という指摘は当を得ていないことが判明した。また、同書は光琳が宗達の筆意を慕ったとも指摘しており、「畫本」とは無関係であるが、光琳が宗達にも学んでいるという認識も、江戸より先に京坂で示されていたことになる。さらに、『茶人花押藪』は光琳が「遂起一家之画流」というのだが、「画流」を「画の流派」と解すると、抱一に先立って、「光琳派」のような新たな流派を興したと捉えていたことになる。勿論、『茶人花押藪』が「慕土佐家及宗達筆意」といい、「遂起一家之画流」と指摘する根拠は不明である。また、『茶人花押藪』が版を重ねていたとはいえ江戸での売り出しは確認できず、大田南畝や斎藤彦磨たちが同書を知っていたかも明らかではない。

では、抱一の場合はどうだろう。すでに指摘したことだが、文化一〇年冬に版行した『緒方流略印譜(一枚摺)』で抱一は、光琳について、「緒方光琳時を隔て宗達の風を慕ふ又遠く古土佐の花弁を學ぶ人物に至るべく、光信以上の志有り當流逸筆元禄年間の人なり」と記している。そして、その約一年半後、同一二年六月に出版した『尾形流略印譜』では、「光琳 尾形宗謙か子時を隔て宗達の風を慕山本素軒の弟子となり後法橋に叙すと浅井不舊の印譜に見へたり又尾形を緒方と改む花弁を画き人物に至るべく、古土佐の風韻を學ぶ當流の逸筆世に知るところなり 享保元年(丙申)六月二日卒歳六十二 京都小川頭妙顯寺中本行院に葬す 長江軒寂明青々光琳居士と有り」と改めているのである。この内、前者に関して、宗達と光琳の活躍時期に違いがあり、直接の師弟関係にはないものの、光琳が宗達の画風を摂取しているという認識は、谷文晁や菅原洞斎らの間で形成されていた光琳像と軌を一にしていると判断した。また、それに加えて、光琳がやまと絵を代表する土佐派を学んでいる点も、文化年間以降の江戸における光琳像と一致していると指摘した。『尾形流略印譜』では、その記載内容を大幅に増補しているが、「尾形宗謙か子」という家系、「山本素軒の弟子」であるという画系、法橋に叙せられ、没年が「享保元年(丙申)六月二日」で「京都小川頭妙顯寺」に葬られ、法名が「長江軒寂明青々光琳居士」であるという付け加えられた情報は、いずれも「浅井不舊の印譜(浅井本)」を典拠としていることを明らかにした。その上で、「尾形(緒方)流」という絵師の系譜を創出してその代表者として光琳を位置づけた点に、抱一の独自性を見出したのである。では、抱一の描くこのような光琳像と、『茶人花押藪』あるいは『続茶人花押藪』

の光琳伝は、何らかの関わりを持つのだろうか。

特に、光琳の伝記や落款・印章に関して、抱一は文晁周辺と情報を共有していたわけだが、洞斎編『画師姓名冠字類鈔』の光琳の項を見ると、「一覽」〔新撰和漢書画一覽〕や「浅井本」、「畧印譜」〔『尾形流略印譜』〕からは引用されているものの、『茶人花押藪』や『続茶人花押藪』の書名や両書からの引用箇所を見出すことはできない。洞斎と『続茶人花押藪』の編者である河津山白は、隅田川でも遊んだ仲であるにもかかわらず、この両書の内容を知らなかったか、知っていてもそこに記載されている内容を評価しなかったかだと推察せざるを得ない。一方、『緒方流略印譜（一枚摺）』に収録されている光琳の落款・印章の内、「方祝」朱文印の左に見える「法橋光琳（花押）」<sup>85</sup>は、落款の字形や花押の形が『茶人花押藪』所載のものと同様に見える。絵画の場合であれば、通常、「法橋光琳」という落款に伴うのは印章であり、花押が添えられることは極めて稀であろう。むしろ、乾山焼の角皿や火入に光琳が絵付けした場合にこの組み合わせが用いられることがあるが、数は限られている。後述するように、『緒方流略印譜（一枚摺）』に収録されている乾山の花押の一つが、やはり『茶人花押藪』所載のものと極似していることを考え合わせると、抱一が『茶人花押藪』を参照した可能性が想定される。この想定が正しいとすると、『緒方流略印譜（一枚摺）』で光琳について抱一が「時を隔て宗達の風を慕ふ又遠く古土佐の花弁を學ぶ」と記しているのは、光琳に対する同時代の共通認識の下、光琳画を実見してのものでもあろうが、より具体的には『茶人花押藪』の「慕土佐家及宗達筆意頗出新意以一點模花葉鳥蟲形莫不新奇」という記述を踏まえているとみなしてよいだろう。落款と花押の類似から抱一が『茶人花押藪』を見ていたと断定することは難しいかもしれないが、抱一の兄である姫路藩主・酒井忠以（号・宗雅）は茶の湯に親しんでおり、抱一もしばしば兄の茶会に伺候していることが知られているので、『茶人花押藪』を知っていた可能性が高いと考えておきたい。そして、光琳が宗達の画風を慕い、花鳥画を得意にし、人物画では古い土佐派を学んでいるという抱一のこの認識は、改訂版である『尾形流略印譜』に引き継がれている。また、『茶人花押藪』には「遂起一家之画流」とも記されていた。そこで指摘されている「画流」にどのような絵師が含まれるのかなどは示されておらず、抱一が見出した「尾形（緒方）流」に直接つながるものではない。しかし、抱一が同書を知っていたとしたら、流派創出の一つの契機にはなったかもしれない。

一方、『尾形流略印譜』で増補している情報の中には、光琳の父が「宗謙」であり、没年が「享保元年」である点など『続茶人花押藪』の光琳伝に含まれている

ものもある。しかし、それらの情報は「浅井本」にも記されており、『続茶人花押藪』所載の光琳の落款や花押が『尾形流略印譜』に掲載されていないので、抱一が『続茶人花押藪』を参照したとはいえず、この両書の間には関係がないと考えられる。

#### 八、『尾形流略印譜』に見る「尾形流」の絵師達（続）

いささか補訂が長くなってしまったが、『尾形流略印譜』で光琳より後に所載されている絵師について、洞斎が編纂した『画師姓名冠字類鈔』などと比較しながら検証を続けることにしたい。まず、宗達の扇面画を光琳が模写した「畫本」が伝えられていたことから光琳との関係が明確な、乾山と何帛からはじめたい。なお、前稿までと同じく、それぞれの絵師が使用した落款・印章として『尾形流略印譜』などに収録されているものを各絵師毎に一覧表にまとめ、叙述の便宜のために番号を付して本稿末尾に掲げた。

#### （五）乾山

『緒方流略印譜（一枚摺）』と『尾形流略印譜（図18）』に、乾山の伝記についてそれぞれ次のように記されている。

緒方乾山光琳の弟なり陶工世に知る處又深省と言詩哥画讚など多し享保のころの人なり〔『緒方流略印譜（一枚摺）』〕

乾山 光琳の弟なり陶工は世に知る處又紫翠深看〔省〕と号す詩哥画讚など多し有 寛保三年卒歳八十一〔『尾形流略印譜』〕

両書を比較すると、乾山が光琳の弟で、陶工であることは「世に知る處」であり、深省ともいい、「詩哥画讚など多し」とする点で一致する。一方、『尾形流略印譜』では「紫翠」号を追加するとともに深省を号とし、単に「享保のころの人」とされていたのを、「寛保三年卒歳八十一」と没年と享年を明記している。

共通する部分から見ると、『緒方流略印譜（一枚摺）』以前にすでに出版されていた各種版本に記載されている内容と一致し、かなり広く共有されていた情報であることが分かる。先に指摘したとおり、延享三年に刊行された『茶人花押藪』「尾形眞省」の項には「光琳弟也」「巧陶器畫花様加讚詞」「世称乾山焼」と

記され、天明六年に版行された『新撰和漢書画一覽』の記載は、その内「加讚詞」などを省いて簡略化したものであった。その『新撰和漢書画一覽』については、洞斎編『画師姓名冠字類鈔』の乾山の項(図19)に「書画一覽」として引用されており、『茶人花押藪』も、先述したように、抱一が目にしていた可能性が高い。さらに、第六章で「光琳絵」の項目が含まれていることを指摘した、菊岡沾涼編『本朝世事談綺』に「乾山焼」の項目があることも周知のことであろう。

『茶人花押藪』に先立って享保一九年(一七三四)に刊行された同書卷之二「器用門」に「乾山焼」の項を立て、「尾形深省。嵯峨鳴滝邊の土を以て焼はしむ鳴瀧山は王城の乾にあたりよつて乾山を名とす(深省は尾形光琳の弟にして現在也)又詩文和歌を善す」と記しているのである。二つの略印譜で一致している内容が、以上の諸書が伝える乾山の伝記とは異なることは明らかであろう。

『尾形流略印譜』にのみ記されている事項の内、「紫翠」号については、抱一がそれを知ることがさほど難しかったとは考えられず、いくつかの契機が想定される。一つは書画に施された落款で、二つの略印譜には見えないものの、乾山は「紫翠」号をしばしば用いており、元文三年(一七三八)に刊行された庄司道恕編『洞房語園』前集に模刻されている乾山の書にも「七十八翁紫翠寫」と記されている。勿論、抱一が乾山の書画作品を実見して「紫翠」号を知った可能性が大いだろうが、庄司道恕は新吉原の名主で俳諧を嗜んでおり、吉原にも俳諧にも通じていた抱一が『洞房語園』から乾山の「紫翠」号使用を知ったとしても不思議ではない。また、光琳が摸写した宗達筆扇面画を「畫本」として所持していた乾山が何帛に譲与した時に記した跋文にも、「紫翠老人緒方深省誌」とある。この作品が文化一二年の光琳百回忌に合わせて抱一が開催した光琳遺墨展に出品されていることも既に指摘したとおりであり、この跋文に依ったのかも知れない。なお、『続茶人花押藪』には「紫翠老人」の落款が載せられ、略伝にも使用した号の一つに「紫翠」があげられていることは先述したとおりだが、抱一が同書を見た確証は得られなかった。

それに対して、抱一が何を元にして『尾形流略印譜』に乾山の没年と享年を正しく記すことができたのかは明らかでない。洞斎編『画師姓名冠字類鈔』にも、『新撰和漢書画一覽』以外に引用されているのは『尾形流略印譜』だけで、乾山の伝記に関する情報はかなり限られていたようである。そのような中であって、先に見たように、『続茶人花押藪』には没年が正しく記されていたが、享年を誤っていた。しかも、抱一が同書を参照した痕跡は確認できなかった。勿論、乾山が葬られた江戸・善養寺の墓碑には、表に「靈海深省居士」、裏面に「居士皇

都人也。其先廬結鳴滝之故、世称乾山。以陶匠鳴世既久。実者緒方氏也。行年八十有一歳。寛保三癸亥六月二日寂」と、法名と没年、享年が刻まれており、抱一がこの碑文を知っていれば、それに基づいて記述することは容易であったであろう。しかし、よく知られているように、抱一が古筆の伴に教えられて初めて乾山の墓に参つたのは、『尾形流略印譜』刊行から八年ほど後の文政六年(一八二三)のことと考えられている。光琳について「京都小川頭妙頭寺中本行院に葬す 長江軒寂明青々光琳居士と有り」と記す抱一が、乾山の墓所や法名を記していないのも、『尾形流略印譜』を編述した時点で善養寺に墓所があることを知らなかったためとみられ、何によつて正しい乾山の没年と享年を記すことができたのか、不明といわざるを得ない。

次に、乾山の落款・印章について見ていくと、「表12」に示したように、『緒方流略印譜(一枚摺)』には四点、『尾形流略印譜』には九点の落款・印章や花押が収録されている。先に指摘した、『茶人花押藪』に所載されている袋形花押と極似する花押とは「表12」の2にあたり、二つの略印譜にも採録されている。『尾形流略印譜』では『緒方流略印譜(一枚摺)』に載せられていた内の一点を削除し、六点を加えているのだが、この点は注意されて良い。前稿で見たように、『尾形流略印譜』で新たに立項された順定と信武を除き、宗達や宗雪、相説(宗説)、宗仙、立圃では、『緒方流略印譜(一枚摺)』に収録されているものをそのまま引き継ぐか、整理再編するにとどまり、追加されたものはない。宗達以下の絵師達が京坂を中心に活躍していて、『緒方流略印譜(一枚摺)』刊行後一年半ほどの間に新たな作例を見出すのが困難であったとみられるのに対し、乾山は江戸で絵画作品を描いていたことがこの違いに関係しているのかと思われる。しかし、光琳ほどではないにしろ、二つの略印譜の間で乾山の落款・印章が増補され、二倍以上の数に至っている点に、抱一やその周辺における乾山に対する関心の高まりを読み取ることもできよう。菅原洞斎も、『画師姓名冠字類鈔』に、「山居試毫」と題された乾山の書と乾山が「畫本」として所持していた光琳による宗達筆扇面画の摸写を何帛に譲渡したことを記す跋文を写すとともに、さらに四点の落款・印章を収録しているのである。

#### (六) 何帛、以十

乾山からその「畫本」を譲られた何帛の伝記について、『緒方流略印譜(一枚摺)』と『尾形流略印譜』(図18)に、それぞれ次のように記されている。

何帛ハ立林立德加州侯の医官也のち忘名して白井宗謙と呼ぶ乾山直弟子にて實に光琳三世の画なり宝曆年間の人なり〔緒方流略印譜（一枚摺）〕

何帛 立林立德加州侯の医官なり後忘名して江戸に来白井宗謙と言ふ乾山直弟子にて實に光琳三世の画也宝曆年間の人〔尾形流略印譜〕

両書の記載はほぼ一致しており、『尾形流略印譜』で追加されているのは、「江戸に来」という部分だけである。何帛は、「立林立德」という名で加賀藩に仕える医者であったが、その身分を捨てて江戸に出て「白井宗謙」と改名したというのである。それに続けて、「乾山直弟子にて實に光琳三世の画なり」というのは、先述した「畫本」の跋文に基づいている。既に引用して検討を加えた資料だが、再掲すると、「右畫本者同苗長江軒青々光琳摸倭屋宗達真筆令臨書処不可涉疑論者也為後證之記之與親朋高醫北林立德丈云爾／元文戊午秋九月重陽前一日紫翠老人緒方深省誌」とある。光琳が「倭屋宗達真筆」を摸写した「畫本」を「高醫北林立德」、すなわち何帛に譲与すると乾山が書いているのである。「畫本」（絵手本）の伝写により師の画風を弟子が継承していた江戸時代にあつて、何帛が乾山から直接伝受を受けた弟子であり、光琳から乾山に伝えられた画風を受け継いだ三代目に当たることをこの跋文は証明しているのである。

一方、跋文に関わる箇所を除けば、両書に記された内容は、谷文晁周辺で共有されていた何帛に関する認識とほぼ一致する。例えば、加藤曳尾庵は、『我衣』巻三で文化五年春の出来事を筆録する中で、「光林〔琳〕門人何帛、北林立德、醫師也。往々見。後、白井宗謙と云、鎌倉にも住すと云説もあり。鶴岡逸民と云書も有り。」と記している。谷文晁も、『本朝画纂』の内、宗丈にはじまる一冊に印文不明（四字）の白文方印一顆を伴う墨梅図を掲げ、「立林立德号何帛金澤侯議員後遂行住江戸更姓名称白井宗謙畫學于乾山之門」と記している。菅原洞斎も、『画師姓名冠字類鈔』（図20）で『尾形流略印譜』を引用するほか、「〔縮圖本第一〕加州之産父祖業神農之術初名立林立德後改曰白井宗謙少不脩集裘之業學畫于陶隱乾山繼光琳之遺風乾山與之方祝印寛延寶曆之間有画名于世。忍岡金牛庵ト書タルアリ〔書画舫談〕乾山曰高醫北林立德ト」と記載している。但し、「縮圖本第一」及び「書画舫談」がどのような書、あるいは人物であるのか、明らかではない。さらに、文晁らとの関係は不明ながら、中尾樗軒（？一八二二）が著した『近世逸人画史』に、「何帛は相州鎌倉人なり。絵事を尾形光琳に学べり。出藍の誉あり。尤花卉に長ず。光琳没后、印章を以て尽く此人に付与す。因て此

人の写する所の画、必光琳の印章を簽す。通称平林立德、又白井宗賢と更む。鶴岡逸民、金牛山人等、数号あり。」とあることもよく知られている。

以上を通覧すると、何帛がある時から「白井宗謙（賢）」と名乗っており、前名が「立德」であることで一致しているが、その姓には異同がある。すなわち、樗軒が「平林」というのに対し、「畫本」の跋文や洞斎が引く「書画舫談」、曳尾庵は「北林」とし、洞斎が引用する「縮圖本第一」や文晁は「立林」としている。『画師姓名冠字類鈔』と『近世逸人画史』の原本が伝わっておらず、写本による比較であることに注意を要するが、文晁と洞斎の伝える所が抱一と一致している点は注目されて良い。また、何帛が医師であったことは曳尾庵と文晁、洞斎が記しているが、それが加賀（金沢）でのことであるというのは、文晁と洞斎のみである。何帛の師についても、曳尾庵と樗軒が光琳の名のみを挙げるのに対し、文晁と洞斎は乾山に師事したと伝えており、同時代の何帛に関する認識の中でも、抱一がとりわけ文晁及び洞斎と認識を共有していることは明らかである。

抱一は伝記の最後に、何帛の活躍時期について「宝曆年間の人」と記している。洞斎が引く「縮圖本第一」にも「寛延寶曆之間有画名于世」とあるのだが、これらの指摘は何に基づいているのだろうか。その根拠を一つに絞ることはできないが、二つくらいの可能性を指摘できる。その一つは絵画に添えられた款記で、現在知られている何帛作品の中にも「延享乙丑之夏六月朔晓天依夢想 何帛謹写」とある「天神図」や「宝曆辛未臘月日逸幽於洞房写之」と書かれた「乙御前図」がある。このような、抱一が実見し得た作品に書かれた年紀から何帛の活躍期を類推したのかとも考えられる。それ以外に、版本に掲載された何帛画を参照した可能性も想定される。その書とは、江戸・新材木町の家主であった万千百太（通称・加賀屋長兵衛）が編集し宝曆五年（一七五五）に刊行した『誹諧絵風流』である。百太が諸家に請い受けた四十余点の画に自身の讚句を書き付けたものを模刻し、江戸の書肆から版行した上下二冊の下巻第二九丁裏と第三〇丁表に、「何帛」の落款と印文不明の朱文方印一顆を伴う「朝顔図」（図21）が載せられている。俳諧に親しんでいた抱一が同書を知っており、その刊年から何帛の活躍時期を類推した可能性も否定できない。

何帛の落款・印章について見ていくと、「表13」に示したように、『緒方流略印譜（一枚摺）』には四点、『尾形流略印譜』にも同じ四点の落款・印章が収録されている。その内、2「印文不明（四字）」白文方印は『本朝画纂』に収録されているものと一致する。また、洞斎編『画師姓名冠字類鈔』には何帛の落款・印章が一二点採録されているが、その内の三点は二つの略印譜に所載されているもの

と一致する。伝記と同じく、何帛の落款・印章についても、抱一と文晁や洞斎は認識を共有していたと考えて良いだろう。<sup>167)</sup>

何帛筆「朝顔図」が載せられていると指摘した書、『誹諧絵風流』には、二つの略印譜にその名が見えるもう一人の絵師の作品も収録されている。それは、『緒方流略印譜（一枚摺）』に「光是之印」（朱文方印）を伴う「光琳孫以十画」という落款だけが載る以十である。『尾形流略印譜（図18）』でも「以十」と書かれた項目名の下に伝記はなく、「表14」に示したように、『緒方流略印譜（一枚摺）』と同じ落款・印章だけが掲載されている。抱一が、『尾形流略印譜』で何帛に続けて以十を載せるのは、落款に「光琳孫」とあることに依るのだろう。

ここに書かれている「光琳」が尾形光琳であるのかを知るすべはないが、その以十の「燕子花図」（図22）が『誹諧絵風流』上巻第一九丁裏に採録されていることを、すでに玉蟲敏子氏が指摘されている。<sup>168)</sup>そして、この「燕子花図」にも、二つの略印譜と同じ落款と印章が施されており、しかも落款の字形に至るまで極めてよく似ている。『尾形流略印譜』より乾山や何帛の落款・印章を数多く収録していた洞斎編『画師姓名冠字類鈔』（図23）も、以十については「尾形畧印譜二」と『尾形流略印譜』からの引用であることを明示して、同じ落款・印章を載せるだけである。さらに、幕末の嘉永四年（一八五二）六月に起筆された朝岡興禎編『古画備考』（東京藝術大学所蔵原本）巻三十五・光悦流も、「光是（光琳孫）以十」として「光琳印譜」（『尾形流略印譜』）から落款・印章を引用するだけである。以十の作品は今日一点も確認されておらず、洞斎や興禎も『尾形流略印譜』を引くだけであることを考えると、江戸時代後期の江戸にあって以十作品を目にする機会はほとんどなかったとみられる。そうした中において、抱一が同じ落款・印章一点だけを二つの略印譜に載せ、しかもそれが抱一が目にした可能性のある『誹諧絵風流』所載のものと極似しているのである。以上を勘案すると、抱一もまた、以十作品を実見したことはなく、『誹諧絵風流』に掲載されている「燕子花図」の落款・印章を転載した可能性も十分考えられよう。

## 小 結

本稿において、これまでの補訂を行い、『尾形流略印譜』で光琳より後に収録されている三人の絵師について検証した結果、以下のことが明らかになった。

まず、見落としていた信武筆「弓流図絵馬」（北野天満宮）と光琳と乾山の落款や花押、略伝を掲載する素濤編『茶人花押藪』、および河津山白編『続茶人花

押藪』の二書を追加した。「弓流図絵馬」については、典型的な江戸狩野風ではないが、少なくとも宗達風ではないと判断された。また、『茶人花押藪』と『続茶人花押藪』の内、とりわけ前者の光琳伝は、京坂で江戸に先立って、光琳が狩野派の絵師に師事したばかりではなく、土佐派や宗達の筆意を慕っていると指摘している点が重要である。さらに、そこに所載されている光琳や乾山の落款や花押と極似するものを『緒方流略印譜（一枚摺）』に見ることができ、抱一が同書を参照したのではないかと考えられた。

次いで、光琳が宗達筆扇面画を模写した「畫本」に付された乾山の跋文から光琳との関係が明らかで、乾山と何帛について検証し、落款に「光琳孫」と記す以十にも言及した。その結果、抱一が記す乾山の伝記のほとんどは同時代の江戸における認識と一致していることが明らかになった。一方、抱一は乾山の没年と享年を正しく表記しているが、その根拠は不明であった。また、何帛についても、同時代の認識、とりわけ文晁及び洞斎のそれと一致していた。その何帛画を掲載する版本に『誹諧絵風流』があり、同書に以十画も収録されている。同時代の江戸で以十作品を実見する機会はほとんどなかったとみられ、抱一が二つの略印譜に載せている以十の落款・印章は、『誹諧絵風流』から転載したものである可能性も十分考えられた。

本来であれば、『尾形流略印譜』で以十の次に収録されている始興以下の絵師達について検証を続けるべきであろうが、思わず補訂が長くなったこともあり、与えられた紙数が尽きてしまった。大変心苦しいが、始興から後のものについては、次稿で引き続き検証することとしたい。

## 註

〔167〕「江戸時代における光琳像の変遷について（上）」同（中）「同（下一）」同（下二）「同（下三）」『愛知教育大学研究報告』第50・52・54・58・61輯（芸術・保健体育・家政・技術科学編）二〇〇一・二〇〇三・二〇〇五・二〇〇九・二〇一二年。なお、本稿における章や註、表の番号は前稿を引き継いでいる。また、抱一が編纂した『緒方流略印譜（一枚摺）』については本稿でも言及するが、表裏両面の図版を拙稿（下二）に図6として掲載した。大変恐縮ではあるが、本稿で再掲することは避け、（下二）を参照されるようお願いしたい。

〔168〕杉本欣久「京の町絵師・尾形光琳の意匠性と光琳模様―江戸時代の京都にみる淡雅の系譜―」『古文化研究』第7号、二〇〇八年。口絵11～14、七五頁。

〔169〕「弓流図絵馬」の款記に従えば、信武は元和五年（一六一九）に生まれたことになる。前稿

の註(15)において、享保二〇年(一七三五)に刊行された『光琳絵本道しるべ』などの作者である野々村忠兵衛と信武が同一人物か否かの判断を保留したが、杉本氏も指摘されるように、この生年を前提とすると同一人物とは考えられない。

(170) 乾山に関しては、早く小林太市郎氏が『乾山 京都篇』(全国書房、一九四八年)「緒説」乾山研究の資料及びその沿革」において、『茶人花押藪』の全文と『続茶人花押藪』の一部を引用して考察を加えられている。しかし、光琳に関して、この両書に関連事項が記載されているという指摘がされた例を知らない。なお、周知のように、乾山は本来察名で、名としては深省の方が正しいが、本稿では便宜上、乾山と呼ぶことにしたい。

(171) 京都大学文学部日本史研究室所蔵の延享三年版による。以下同じ。

(172) 素濤編『茶人花押藪』には、延享三年の刊年を伴いながら異なる書肆名を記す本が数種類知られているが、巻末に収録されている「扱茶記」の文末に、「延享三丙寅霜月穀旦／浪花書林(南久宝寺町心齋橋筋)丹波屋理兵衛版」という刊記を伴う京都大学文学部日本史研究室所蔵本が初版本であろう。その後、享和三年(一八〇三)、文化二年(一八〇五)にも重版されている。なお、『大坂本屋仲間記録 第十六・開板御願書扣一』(大阪府立中之島図書館、一九九一年)に収録されている「開板御願書扣一」(第七冊によると、延享三年七月に「古今茶人花押藪 全部巻部／作者(泉州上石津)河合幽閑／開板人 丹波屋理兵衛」の開板願が出されているが、幽閑と素濤の関係については不明である。

(173) 京都大学附属図書館谷村文庫所蔵の享和三年版による。以下同じ。

(174) 『続茶人花押藪』の凡例に「享和癸亥季夏／蓬萊山白居士識」とあり、この頃に成稿したと考えられる。刊年については、京都大学附属図書館谷村文庫本など、「享和三(癸亥)歳正月／書林(大坂心齋橋筋通唐物町)河内屋太助、(同江戸堀二丁目)今津屋辰三郎」という刊記を伴うものがある。この刊記は京都府立総合資料館所蔵本などの享和三年版『茶人花押藪』に付されたものと同じで、続編の刊行に合わせて正編が重版されたのかも考えられるが、享和三年正月では凡例が書かれるより刊行が先になる。さらに、谷村文庫本などには「茶人花押藪序」と題された序文があるが、その年紀は「文化乙丑冬」となっており、表記された刊年と実際に出版されたのか疑問がある。また、刊記に「文化二年乙丑之春」とある文化二年版にも享和三年版と同じ序文があり、同年冬に書かれた序文より刊行が先になる。『大坂本屋仲間記録 第十七・開板御願書扣二』(大阪府立中之島図書館、一九九二年)に収録されている「開板御願書扣二」第二十三冊を繙くと、『茶人花押藪』の続編等に関する開板願が三回出されておられ、かなり複雑な事情を孕んでいたと推察される。まず、享和二年十二月には既刊書を増補した「(今新増／補正)茶人花押藪」の開板願が今津屋辰三郎から出されているが、そこに書かれた作者名は「(今橋二丁目)森川曾吾」となっており、享和三年版の扉に「河津蓬萊」と記されているのと齟齬を来す。次に、文化元年七月に「續茶人花押藪 全巻冊」の開板願が「(江戸堀二丁目)今津屋辰三郎」から出されており、この時は「集者(江戸三枚橋住)河津蓬萊」と河津山白の編になることが明示されている。さらに、文化二年四月にはすでに出版許可を得た「續茶人花押藪 全巻冊」に六丁分の増補をしたいとして、今津屋辰三郎から改めて開板願が出されている。以上のように、『続茶人花押藪』が実際には何時出版されたのか明確にしたいが、遅くとも文化二年末には版行されていたと考えておきたい。

(175) 註(167)前掲、拙稿(下—一)。

(176) 文化元年六月以前に山白が江戸に出たという「我衣」の記述は、註(14)に引用した、『続茶人花押藪』の文化元年七月の開板願に「(江戸三枚橋住)河津蓬萊」とあることとも一致する。

(177) 『日本庶民生活史料集成』第十五巻(註(83)に同じ)。九三—九四頁(七)。

(178) 『日本随筆大成』(第一期) 6、吉川弘文館、一九七五年。三—六頁。

(179) 註(167)前掲、拙稿(中)。

(180) 『新撰和漢書画一覽』については、拙稿『新撰和漢書画一覽』小考—江戸時代中期鑑画知識の一樣相—(『京都美学美術史学』第二号、二〇〇三年)を参照されたい。

(181) 五十嵐公一氏は、「研究資料 三寶院高賢と光琳」(『国華』一二七—一二八号、二〇〇一年)の中で、乾山が権平の前に寛三郎と名乗っていた可能性を示唆されている。

(182) 註(167)前掲、拙稿(下—一)。

(183) 註(167)前掲、拙稿(下—二)。

(184) 加藤曳尾庵「我衣」巻五(註(17)前掲書一五七頁(四〇))。

(185) 註(167)前掲、拙稿(下—二)「表3」の7「法橋光琳(花押)」。

(186) 抱一が刊行した「光琳百図」と同後編に収録されている二〇〇件あまりの光琳画の内、「法橋光琳」という落款に花押を伴う例は、「席上の画と見へたり」と付記されている正編第五丁表の「紙本布袋墨画」のみである。

(187) 例えば、藤田美術館に所蔵される乾山焼の角皿一〇面の内「鏤絵大黒天図角皿」などには「法橋光琳」の落款に花押を伴うが、『茶人花押藪』所載のものとは異なる寿字型花押である。また、大和文華館に所蔵される「鏤絵楼閣山水図四方火入」には同書と同じ幕型花押が見られるが、落款は「青々光琳」である。

(188) 註(167)前掲、拙稿(下—一)。

(189) 京都大学文学部内田文庫所蔵本による(註(70)と同じ)。

(190) 庄司道恕編『洞房語園』前集(別名「洞房語園集」巻上)に酒徳頌を書いた乾山の書が載せられていることは、小林太市郎氏が「光琳と乾山」(『小林太市郎著作集』第六巻、淡交社、一九七四年。一六四頁。初出は一九六二年)で既に指摘されている。

(191) 註(167)前掲、拙稿(下—一)。

(192) 河野元昭「乾山の伝記と絵画」『琳派絵画全集 光琳派二』日本経済新聞社、一九八〇年。一七頁。

(193) 抱一が編纂し刊行した「乾山遺墨」の文政六年十月に書かれた自跋の中で、抱一は「其頃乾山の墓碑をも尋るに其處を知らず、其年を重京師の人に問と雖さらしらす此年十月不計して古筆の伴か茶席に招れて其話を聞く深省か墳墓予栖草菴のかたわら叡麓の善養寺に有とゆふ日を待すして行見にそのことの如し」と記している。相見香雨「抱一上人年譜稿」(『日本美術協会報告』六、一九二七年)をはじめ、「此年」を跋文が書かれた文政六年と解し、同年抱一が初めて乾山の墓を訪れたとしているのである。

(194) 註(177)前掲書一—四頁(一四—)。

(195) 「書画舫談」が「乾山日高賢北林立徳」というのは、乾山が何帛に譲与した「畫本」の跋文の記載と一致している。

(196) 中尾樗軒及び「近世逸人画史」については、『定本』日本絵画論 大成』第10巻(べりかん社、一九九八年)の木村重圭氏による解題に詳しい。引用も同書による。





図16 素濤編『茶人花押藪』京都府立総合資料館

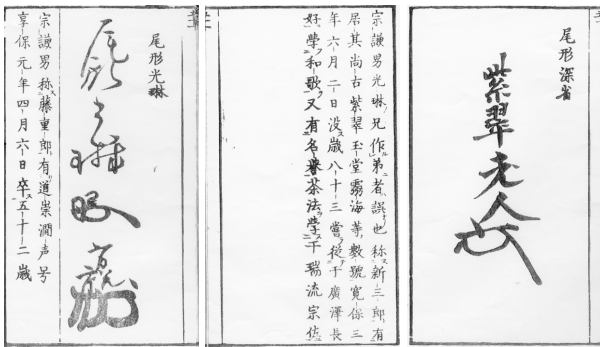


図17 河津山白編『続茶人花押藪』大阪府立中之島図書館



図18 酒井抱一編『尾形流略印譜』(8才-9ウ) 東京大学総合図書館酒竹文庫

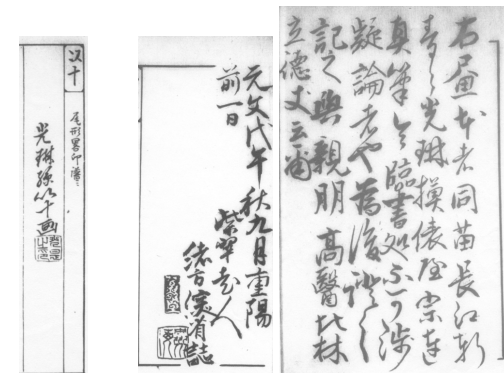


図23 (1-37才)

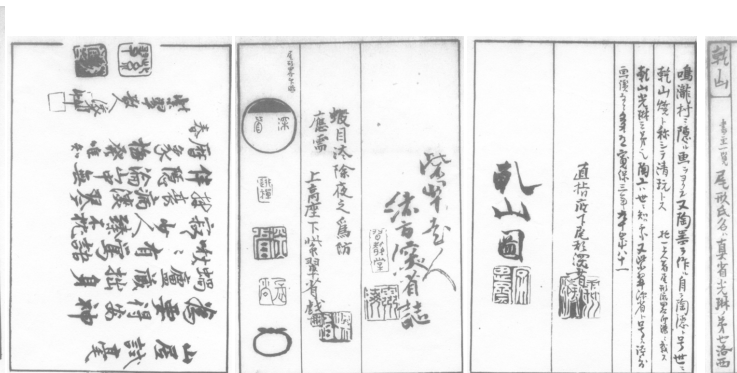


図19 (7-21才~23ウ)

図19・23 菅原洞斎編『画師姓名冠字類鈔』国立国会図書館

- (197) 仲町啓子氏は、「立林何昂について」(『琳派絵画全集 光琳派二』日本経済新聞社、一九八〇年)において、何昂筆「天神図」の箱書きに「延享二年六月八日」「白井何昂」と書かれていることを紹介され、乾山が何昂に譲与した「畫本」の跋文が書かれた元文三年九月八日からこの時までまでの間に、「白井」姓に改めたかと推定されている。
- (198) 「天神図」は『琳派絵画全集 光琳派二』No.202、「乙御前図」は同書No.201。なお、註(197)の仲町氏論文を参照。
- (199) 百太と『誹諧絵風流』については、同書を翻刻した『関東俳諧叢書 第十八巻 絵俳書②』(青雲堂書店、一九九九年)の解題による。
- (200) いわゆる光琳模様を集録し、末尾に「法橋光琳造 先師之秘本也可珍可寶 何昂」と記されている『光琳漫画』一冊が文化一四年に刊行されているが、同書に対する見解を示すに至らず、後考に俟ちたい。
- (201) 玉蟲敏子『光琳観の変遷』一八一五—一九一五『美術研究』三七一号、一九九九年。二頁。
- 〔付記〕 本稿は、科学研究費補助金「美術史における転換期の諸相」(「基盤研究(B)」(課題番号…二二三三三〇〇三三)、代表者…京都大学・根立研介)及び「作品を制作する手の顕在化」をめぐる歴史的研究」(「基盤研究(B)」(課題番号…二五二八四〇二九、代表者…京都大学・中村俊春)の研究成果の一部である。
- (二〇一三年九月三十日受理)

[表12] 乾山

	落款・印章	緒方流略印譜	尾形流略印譜	画師姓名冠字類鈔	摺印補正など
1	「深省」(朱円)	○(裏)	○(8才)	尾形畧印譜(7-22才)	
2	(袋型花押)	○(裏)	○(8ウ)	尾形畧印譜(7-22才)	茶人花押藪
3	「靈海」(朱方)	○(裏)	○(8ウ)		
4	「習静堂」(朱長方)	○(裏)			
5	「長尚」(朱方)		○(8ウ)	尾形畧印譜(7-22才)	
6	深省		○(8才)		
7	「習静堂」(白長方)		○(8才)		
8	八十一老漢深省画		○(8ウ)		
9	「逃禅」(朱長方)		○(8ウ)	尾形畧印譜(7-22才)	
10	「深省」(白方)		○(8ウ)	尾形畧印譜(7-22才)	
11	直指座下尾形深省・「靈海」			○(7-21ウ)	
12	乾山圖・「字思齋」(白方)			○(7-21ウ)	
13	紫翠老人緒方深省誌・「習静堂」 (朱長方)「靈海」(朱方)			○(7-22才)	
14	蝦目法除夜之爲防應需 上高座 下紫翠省戯画・「深省」			○(7-22才)	

[表13] 何帛

	落款・印章	緒方流略印譜	尾形流略印譜	画師姓名冠字類鈔	摺印補正など
1	何帛・「方祝」(朱円)	○(裏)	○(9才)		
2	「□□之□」(白方)	○(裏)	○(9才)	○(4-27ウ)	本朝画纂
3	何帛・「太青之印」(白方)	○(裏)	○(9ウ)	○(4-27ウ)	
4	「(印文不明)」(方)	○(裏)	○(9ウ)	○(4-27ウ)	
5	喜雨齋・「方祝」(朱円)			○(4-27ウ)	
6	「太青之印」(白方)			○(4-27ウ)	
7	何帛・「太青之印」(白方)			○(4-27ウ)	
8	「(印文不明)」(白長方)			○(4-27ウ)	
9	「(印文不明)」(長方)			○(4-27ウ)	
10	鶴岡何帛「方祝」「太青之印」			金地四枚ノ繪二枚ハ銀地ニテ□鶏冠花木芙蓉其外秋草品々(4-28才)	
11	何帛・「方祝」(朱円)			水二白梅絹本来青軒主人携来ル(4-28才)	
12	太青何帛・「長尚」(朱円)			○(4-28才)	
13	鶴岡逸民何帛・「方祝」(朱円)			○(4-28ウ)	
14	「太青之印」(白方)			○(4-28ウ)	
15	何帛「(印文不明)」(白方)				俳諧絵風流

[表14] 以十

	落款・印章	緒方流略印譜	尾形流略印譜	画師姓名冠字類鈔	摺印補正など
1	光琳孫以十画・「光是之印」(朱方)	○(裏)	○(9ウ)	尾形畧印譜二(1-37才)	俳諧絵風流

・落款・印章は、落款・「印文」の順で示す。「印文」の後の( )内に、朱文は朱、白文は白、円印は円、方印は方、小方印は小方、長方印は長方などとして印の形状などを示す。

・「画師姓名冠字類鈔」の欄に記載がある場合、( )の中は収録されている(巻-丁)を示す。



図22 (上19ウ)

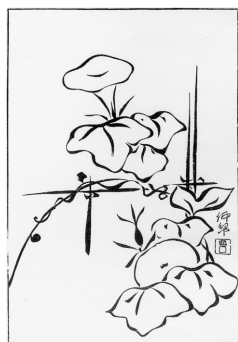


図21 (下29ウ)

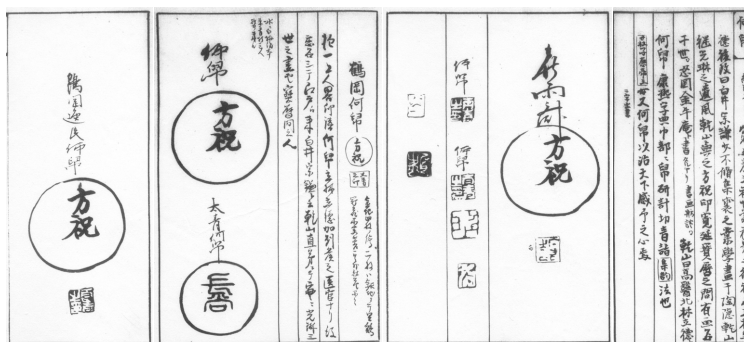


図20 菅原洞斎編『画師姓名冠字類鈔』(4-27才~4-28ウ) 国立国会図書館

図21・22 『俳諧絵風流』  
(『関東俳諧叢書』第18巻から複写)